

労働安全衛生法に基づく定期健康診断

対象者	<p>常時使用する労働者</p> <p>注) 特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)においては、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者 ※</p>
健康診断項目	<p>① 既往歴及び業務歴の調査</p> <p>② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査</p> <p>③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査</p> <p>④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査</p> <p>⑤ 血圧の測定</p> <p>⑥ 貧血検査(血色素量、赤血球数)</p> <p>⑦ 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)</p> <p>⑧ 血中脂質検査(LDL・HDLコレステロール、TG)</p> <p>⑨ 血糖検査</p> <p>⑩ 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)</p> <p>⑪ 心電図検査</p> <p>注) ④について、雇入れ時健康診断においては、胸部エックス線検査のみとなっている。</p>

※ 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務

イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務 ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 ホ 異常気圧下における業務

ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務 ト 重量物の取扱い等重激な業務 チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務 リ 坑内における業務 ヌ 深夜業を含む業務 ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務 ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務 ウ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務 カ その他厚生労働大臣が定める業務